

高等教育への障害者のアクセス — ジェンダー統計視点を含めて —

吉田 仁美

Access to Higher Education by People with Disabilities : Including Gender Statistics

YOSHIDA Hitomi

教育と就業は、それを希望するすべての人々にその機会が保障されるべき基本的人権である。しかし、本報告が対象とする障害児・者が社会的な制限を受けることなく、その機会を保障されているとは言い難い。とりわけ障害をもつ女性は、“障害”と“女性”という二重の不利益を被る可能性があることから、教育や労働市場から排除されやすい状況におかれる場合があることがこれまでの国連の取り組みにおいて指摘されている。そこで、本報告の目的及び方法は、障害者の高等教育へのアクセスを、第一に、ジェンダー統計視点を含めて既存の統計資料によって把握・分析し、第二に、この分野においてどのような障害児・者ジェンダー統計が必要かを提示することである。その結果、障害者に関する統計情報が不足していることからマクロ的な進学動向を把握することは困難であった。このように、統計の空白部分があったことは確かであるが、障害者の高等教育へのアクセスについて現時点では多くのバリアがあることが本研究において示された。より正確な実態把握のために、今後は障害者ジェンダー統計を充実させる必要がある。そこで、筆者は本テーマに沿って、求められる障害者ジェンダー統計を提案した。

キーワード：高等教育 障害者 ジェンダー統計

Opportunities for education and work are fundamental human rights that should be assured for all people who desire them. However, disabled children and adults, who are the subject of this report, are hardly assured of such opportunities without social limitations. In particular, women with disabilities may suffer the double disadvantage of being disabled and being a woman. It has thus been pointed out that in previous UN efforts, women are sometimes excluded from education and/or the labor market.

Therefore, the purposes of this report are to determine and analyze the access of people with disabilities to higher education using existing statistical data from the viewpoint of gender statistics and to present gender statistics for disabled children and adults required in this field of study. Our survey results are described below. First, it was difficult to grasp the macro trends of going to the next stage of education due to the shortage of statistical information about people with disabilities. Although there were gaps in statistics, this study demonstrated that there are many barriers to access to higher education by people with disabilities. Second, to more accurately grasp the actual status, it is necessary to enrich the gender statistics for people with disabilities. Therefore, the author proposed the required gender statistics for people with disabilities along this theme.

Keywords : Higher Education, People with Disabilities, Gender Statistics

I. 研究の背景

1. 国連の取り組み—障害女性に着目して

教育と就業は、それを希望するすべての人々にその機会が保障されるべき基本的人権である。しかし、本報告が対象とする障害児・者が社会的な制限を受けることなく、その機会を保障されているとは言い難い。とりわけ障害をもつ女性（女兒）は、“障害”と“女性”という二重の不利を被る可能性があることから、教育や労働市場から排除されやすい状況におかれる場合があることが国連の取り組み等で指摘されている¹。具体的には第一に、1980年にコペンハーゲンで開催された第2回世界女性会議において、障害をもつ女性や農村女性、女性移住労働者、移住労働者の妻など、弱い立場にある女性たちの状況を改善するための必要性について話し合いが行われている。これらの取り組みは、国連が1984年に発行した『開発と女性の役割に関する世界調査報告書』に反映されている。第二に、1985年にナイロビで行われた第3回国連女性会議において、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が掲げられ、この戦略の中で障害女性に関するテーマが取り上げられた。そこで国連とNGOは、障害女性に関するセミナーを1990年に開催し、同セミナーにおいて障害女性は障害をもたない女性や障害男性と比較して、教育、労働において社会的不利を被っていることが指摘されている。第三に、1993年に国連で採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」では、その目的に以下のように明記されている。

「障害をもつ少女・少年・男性が、他の市民と同様に、自分の属する社会の市民としての権利と義務を果たすよう保障することにある。障害をもつ人がその権利と自由を行使するのを妨げ、障害をもつ人が各自の社会の活動と完全に参加するのを困難にしている障壁が世界の全ての社会に未だに存在している。政府の責任はこのような障壁を取り除くことである。障害をもつ人とその組織はこの過程において協力者として積極的な役割を果たすべきである。障害者の社会均等化は人的資源を動員しようとする多方面にわたる世界的な努力に対する貴重な貢献である。特別な関心が女性、児童、高齢者、貧困層、移民労働者、二重・重複の障害をもつ人、先住民、少数民族といった集団に向けられる必要があるかもしれない（筆者注：下線筆者）。」

さらに、基準規則6の教育において、障害者の教育（初等・中等・高等教育）機会均等の原則を政府は認識すべきであること、加えて、「特別な関心が障害をもつ女性に寄せられるべき」と示されている。以上の取り組みは、2006年の障害者権利条約の第6条にも反映されている（瀬山2006）。

2. ユネスコの取り組み—教育のジェンダー平等の視点も含めて

多様な学生へのアクセスを説いている UNESCO（国際連合教育科学文化機関）の“Education for All”と言う概念は、今なお世界中に「読み・書き・そろばん（計算）」といった基礎教育を受けられない立場にある者が多い現状を鑑み、各国が協力しながら、「国連ミレニアム開発目標」に基づき、2015年までに世界中のすべての人たちが初等教育を受けられる、字が読めるようになる識字環境を整備しようとする取り組みをあらわしたものである。この取り組みは UNESCO が取りまとめた機関となっているが、UNICEF（国連児童基金）、世界銀行等の他の国際機関や、日本を含む各国政府機関、NGO 等も積極的に協力している²。

近年、UNESCO は教育のジェンダー不平等の課題（とりわけ発展途上国のジェンダー不平等）に着目し、このテーマに関連していくつかの報告書が出されている。Stromquist (1997= 結城訳, 2015, p.14) は、「教育統計によると、教育レベルが高くなるほどジェンダー格差が広がることも明らかである。したがって、大学における就学率の比較は、男性より女性の参加がさらに低いことを示している。これは小学校から始まる積み重ねの結果であり、高等教育が女子にとって男子ほどには重要ではなく、機会があるわけでもないということを、女子に対して徐々に教えた結果として捉えられるべきである。生徒が人種や民族的な少数派に属する場合に、男子と女子の教育格差はより著しくなる。都市よりも地方で格差は大きくなる。」と述べている。ところで、本稿で用いるジェンダー不平等とは、単なる男女格差のことを指すものではない。UNESCO (2003) で確認できるように、教育の「男女格差解消 (gender parity)」への取り組みは、必ずしも「ジェンダー平等 (gender equality)」の達成を可能にするものではないからである。「男女格差解消とは、女子と男子が同じ割合で教育に参加することを意図している。一方、ジェンダー平等は計測がより複雑な概念で

あり、女子も男子も同様の就学機会が与えられ、ジェンダーによるステレオタイプや偏見のない教授法、カリキュラム、進路指導等を受容することを意図している。それはまた、教育の結果の平等、すなわち学習達成度や学歴及び資格、さらには同等な資格や経験に対する就業機会と報酬が平等であることを含意している」(結城 2015, xv)。繰り返しになるが、ここで紹介するように本研究で用いるジェンダー不平等とは、単なる男女格差の解消を意味するものではない。したがって本研究においてはジェンダー平等に向けた多面的なアプローチが求められる。

3. 障害者権利条約と日本の高等教育

2006年に国連が障害者権利条約を採択し、2014年に日本政府は同条約に批准した。日本国内では障害者権利条約の批准に伴い、国内法の整備に向けて2009年に障がい者制度改革推進本部が内閣府に設置された。そこで2011年に改正障害者基本法が成立し、続いて2013年に障害者差別解消法が成立された(障害者差別解消法は2016年4月から施行される予定)。この法律によって、国公立大学は障害学生に対して合理的配慮を提供することが義務付けられた(現時点では私立大学は努力義務)。この流れを受けて、文部科学省高等教育局により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が組織され2012年末に第一次報告が示された。これらの取り組みは障害者権利条約第24条(教育)を反映させたもので、今後、この政策を実現させるために障害者の実態を把握するための統計整備を進めていくことが求められる。というのも、近年、障害者福祉領域において、人権思想から障害者のおかれている状況についての問題提起や研究は進んでおり、それをもとに法律や制度・施策は徐々に整備されてきた。一方で、障害者の実態を統計や(大規模な)調査で十分に把握されてきたとはいえず、客観的な事実やデータが少ない中で制度改革が行われているのが現状である。このことは日本のみならず世界共通の課題となっている。本来であれば、今回のテーマである「障害者の高等教育へのアクセス—ジェンダー統計視点を含めて」を達成させるには、性別を問わずいわゆる障害者全体としての客観的なデータ(統計あるいは大規模な調査資料)があることが前提になる。しかし、今回の問題は、性別集計以前に、障害者統計そのものが不十分であることを前提にはじめなければならない

だろう。したがって本研究は、障害者ジェンダー統計整備が不十分な状況にあっても障害者のジェンダー課題に関して必要とされるジェンダー統計という意味に捉えていただきたいと考えている。

そこで、本研究の目的及び方法は、障害者の高等教育へのアクセス(教育機会)を、第一に、ジェンダー統計視点を含めて既存の統計資料によって把握・分析し、第二に、この分野においてどのような障害者ジェンダー統計が必要かを提示することである。その際には、障害者ジェンダー統計のポイントと到達点を整理したうえで、ヘッドマンらのジェンダー統計の考え方を援用する(ヘッドマンについては後述)。

II. 障害者ジェンダー統計への関心の高まり

1. ジェンダー統計とは何か

(1) ジェンダー統計の定義

障害者ジェンダー統計の説明に入る前に、まず、一般的にジェンダー統計とは何かということを説明する必要がある。

性とジェンダー、フェミニズムはしばしば同義語として誤って使用されるが、これらは明確に区別されなければならない。本稿では、ジェンダーをごく一般に「社会的・文化的に形成された男女差」とし、その中で、女性問題あるいは男性問題が客観的に発生していて解決しなければいけない課題を、「ジェンダー課題」と呼ぶ。「ジェンダー統計」とはその課題の発生原因を知り、解決の政策立案の一つのツールとして必要とされる女性と男性に関する統計のことである。ジェンダー統計による作業の目標をヘッドマンらは次に述べる。「個人に関する統計を、性と年齢別に収集、編集、分析、提示し、社会における女性と男性に関する問題や課題を確実に反映することである。これは、ジェンダー統計は、孤立しては生産することも改善することもできないことを意味する。ジェンダー視角は、すべての伝統的統計分野において必要である。この作業は一国の統計体系全体の発展に統合され—主流におかれ(メインストリーミング)—なければならない。ジェンダー視角から内容、方法、分類、測定を改善することは、統計のすべての出所、センサス、サーベイそして行政組織—を改善する現在の作業の一部になるべきである。(中略)ジェンダー統計を改善するための基本的作業は、一国のレベルで行わなければならない。しかし、国の間での協力は不可欠であり、この協

表1 ジェンダー統計充実度合いの評価レベル

レベル
[基礎統計レベル]
I 調査票が性区分を持たない
II 調査票が性区分を持つが、統計原（詳細）表は性区分を持たない。
III 調査票が性区分を持ち、統計原（詳細）表が、
A 総計と男性の区分のみを持ち、女性の数値を得るためには利用者が引き算をしなければならない。
B 総計と性別数値、あるいは性別数値のみを持つ。
C Bに加えて、性別の比率、性比等を持つ。
* 以上に関しては、報告書に掲載・配布される場合と、統計機関が手元にとどめているだけのため、利用者が統計機関に出向いて、入手しなければならない場合とがある。
IV 調査票と統計原（詳細）表とが性区分を持つが、統計報告書の摘要表（要約表）に、
D 性区分がない
E 性区分がある
[加工統計レベル／統計集に編集された場合]
V 以上に加えて、国際比較表がある場合とない場合がある。
VI 利用者には便宜的なインターネット上の統計原表あるいは要約表に性区分がある。
* 以上、IにはじまってVIが、III、IVではAからEへと先のレベルほど望ましい。
VII しかし、統計原表あるいは要約表において性区分があれば済むのではない。女性と男性が、それぞれ年齢、世帯構成、労働（有償、無償）にどう関与しているか、が同時に統計原表あるいは要約表に示されてはじめて、両性の状況、それをもたらしている基礎的原因のより深い分析につながる。

出所) 伊藤陽一 1997 日本におけるジェンダー統計—現状、問題、克服の方向— 国立婦人教育会館紀要 創刊号 1 p.93 に下線部分筆者加筆

力によって、経験を共有し共通の戦略を開発し、適切な概念、定義、統計の収集および表示にむけた測定方法の利用を促進することや国際比較が可能になる (Hedman et al., 1996, p.12)。」次の表1はジェンダー統計の考え方を示したものである。

(2) ジェンダー統計の現状

国際的には、国連が2010年に5冊目のジェンダー統計集 The World's Women 2010/Trends and Statistics³を発行し、2011年に日本統計協会訳で出版された (日本政府統計協会訳2011)。この統計集は北京行動綱領で求められたように5年毎に統計部から出版されている。6冊目となる2015年版は世界統計の日 (10月20日)に発表された⁴。国連の「ジェンダー統計機関間・専門間グループ」が企画し、国連統計部が実質的に指導しながら2年に一度開催されている第5回世界ジェンダー統計フォーラムが、2014年11月3-5日にメキシコのアグアスカリエンティスにおいてメキシコ国家統計局の協力の下で開催された。この会議はジェンダー統計の世界会議ともいえる。会議では最近の国際的ジェンダー統計における新情報、国連統計部の取り組みについて報告された。開会演説は国連統計部長のStefan Schweinfestが行い、そこで、「ジェンダー不平等は、今では高等教育のレベルでより支配的」

であり、「権力と意思決定の地位での女性の進出は、ほとんどの国で前進しているが、平等からは遥かに遠い状況」であると報告されている。2015年は、第59会期女性の地位委員会、いわゆる「北京+20」会議が3月9日-20日に開催され、9月の国連総会期間のサミットにおいて持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Developments Goals: 2016-2030年)が採択された。いずれも国際的な視点でジェンダー平等の枠組みを方向付ける点で重要な節目の年となる。既に会議が開催された「北京+20」において、ジェンダー統計の活用を促進することがテーマの一つに取り上げられている。

以上がジェンダー統計一般の説明であるが、国際的にも国内的にもジェンダー統計に関する研究や調査は進んできている。次に、障害者ジェンダー統計整備の必要性を指摘している主要な国際的文書を紹介する。

2. 障害者権利条約

障害者権利条約の第31条「統計及び資料の収集」では、条約を実現するための政策を立案し、実施することを可能にするための適当な情報、すなわち統計資料や研究資料を収集することが明記されている。さらに権利条約では、障害をもつ女性に対する複合差別への認識と、それを解消するための適切な措置を締約国

に求める条文（第6条「障害のある女性」）がある。これによって、女性障害者の実態をとらえた統計、すなわち障害者ジェンダー統計が求められることになる。

3. ワシントン・グループの取り組み

ワシントン・グループ（Washington Group=WG）は、2001年7月の障害の測定に関する国連国際セミナーにおいて、国際比較が可能な障害計測法を開発する必要性から設置された。国連統計部と、国立保健統計センターを中心にシティ・グループを構成している。主な目的は、統計や各国の調査において、統一された障害尺度に焦点をおいた保健統計の領域での国際協力の促進と調整である。WGは、2001年以降、これまで13回の会議を実施してきた。その主な成果は、センサスや調査に使うことのできる質問の短縮版セットの開発・テスト・承認である。セットは6つの基本的な生活機能分野、すなわち、「見る、聞く、歩く、認知、セルフケア、コミュニケーション」からなる。こうしたテストの実施、障害データ収集の方法に関して、世界各国に対して情報提供、技術的支援が行われている。最近では、メンタルヘルスの質問項目についても検討されている。今後、各国における質問項目の翻訳の検討、質問に関する評価基準の設定等の議論が行われることが予測され、質問紙セットの利用促進でも、各国間に差が出すぎることのないよう慎重に進められる必要がある。直近の第12回、第13回会議では、障害児統計の強化が課題のひとつにあがっており、この課題についてはUNICEF（国連児童基金）と連携して今後進めていくとのことである。

4. 国内的動向

日本国内における男女共同参画関連においても、障害者・障害女性について取り上げられるようになってきた。具体的には第一に、2010年12月に策定された第三次男女共同参画基本計画には、「障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある」というように複合差別の視点が加えられている。第二に、本年（2015年）は第4次男女共同参画基本計画策定の年であり、7月に「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が発表されている。素案の第2部の政策編「8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心

して暮らせる環境の整備」の2-イ-⑦に「女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、『障害者基本計画』（平成25年9月27日閣議決定）に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る（筆者注：下線筆者）。」という文言が盛り込まれた。

III. 本研究における障害者ジェンダー統計の生産過程

以上のような動向を踏まえ2015年7月に経済統計学会ジェンダー統計研究会及び9月の2015年度経済統計学会（会場：北海学園大学）において「高等教育への障害者のアクセス：ジェンダー統計視点を含めて」と題して研究報告を行った。本稿はその報告を組み替え加筆したものである。したがって本稿で用いる語句・専門用語は経済統計学ジェンダー統計理論研究で既に使われているものを使用している。本稿では、ジェンダー課題の中でも障害者福祉領域に視点を移し、男性・女性の障害者の高等教育へのアクセスを問題にする。すなわち本稿の目的に照らし合わせてここでは、現行の政府・行政統計が、本稿の目的の2つに迫れるかを検討することである。このことは、障害者福祉領域、あるいは特別支援教育におけるジェンダー平等・不平等が統計によって明らかにされるべきであるという筆者の問題意識が基本にある。なお、本研究でとりあげる障害者ジェンダー統計とは、「統計の作成にあたって、単に障害の種別・程度別に加えて男女等の区分があるだけではなく、障害のある男性と女性の実態把握、とりわけ複合的な差別の状態におかれている女性障害者の障壁及び問題点を見据えた政策のために不可欠なものであることを認識して作成された統計」のことを指す。

第一に、ジェンダー統計の作成にあたっては、「何が課題なのか」、「どのようなジェンダー課題が考えられるか」を確認することが出発点とされる。すなわち本研究においては、「障害者福祉領域・特別支援教育におけるジェンダー問題の課題と疑問点」を確認することが、本研究の出発点となる。このことについて、筆者のこれまでの研究経験から以下の3点をあげておきたい。筆者は、これまでの研究経験を通して当事者との関わりの中から、障害とジェンダーの視点から以

下のような感想を持つようになった。それはすなわち、第一に、障害女性は、男性障害者、障害をもたない一般人人と比較して生涯を見通したキャリア設計が描きにくいということ、第二に、障害者を取り巻く社会にも一般の社会と同様に性別役割分業が根付いていること、第三に、女性障害者は男性障害者や一般人人と比較して複合的な差別を被る立場にあること、である。このことについては伊藤（2004）の文献においても同様の指摘がされている。以上のことに加えて、これまでの研究を通じて、障害者が性ある存在という見方をされてこなかった、あるいは、扱われてこなかったことを痛感した。つまり、障害者は男性か女性かという性よりも、障害の程度（軽度か重度か）の方が重要視されてきている。それは彼らや彼女らのアイデンティティにも影響を及ぼすが、統計にもその現実が現れているのではないだろうか。

第二に、現時点で利用可能な統計から実態把握を試みる作業が求められる。それを踏まえて、第三に、障害者ジェンダー統計に関する新しいデータの提案を行う。以下、この手順に沿って研究を進めることにする。

IV. 日本の関連政府統計による実態把握

それでは、現実の高等教育の機会が障害をもつ学生にどの程度開かれているのだろうか。ここでは以下に紹介する3つの関連政府統計を取り上げる。なお、本稿における高等教育機関には、大学、短期大学、高等専門学校の3つが含まれる。

1. 本研究で取り上げる関連政府統計

(1) 「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）」

第一に、厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課が実施している「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を見てみる。この調査は既存の調査（具体的には、身体障害児・者実態調査及び知的障害児（者）基礎調査）を統合し、2011年に実施された。最新公表年は2013年であり、この統計は、一般統計調査の調査統計に位置づけられている。なお、調査対象は個人及び世帯を対象としている。この調査の調査票には性別区分があるが、集計結果において、性別区分が示された統計は、第10表の「療育手帳所持者数、年齢階級・性・障害等級別」のみであり、この他には性別クロス集計がない。

(2) 「学校基本調査」

第二に、文部科学省生涯学習政策局調査企画課が毎年調査を実施している「学校基本調査」を取り上げる。この統計は、一般統計調査の調査統計に位置づけられる。調査は毎年実施しており、最新調査実施年は2015年で、最新調査公表年は2014年（年度は2013年度になる）である。調査対象は全国の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育機関）を対象にしている。この調査は児童生徒や教職員の性別集計は全般的にあり、特別支援学校についても同様だが、特別支援学級の児童生徒については性別集計がなく、通常学級の障害者は集計自体がない。

(3) 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」

第三に、独立行政法人日本学生支援機構が2005年以降毎年発表している「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」を見てみる。この調査は独立行政法人日本学生支援機構が担当しており、厳密には政府統計ではなく行政統計になる。最新調査実施年は2015年で、最新調査公表年は2014年（年度では2013年度になる）である。日本全国の高等教育機関にアンケート調査を実施し回収率は例年ほぼ100%である（2014年度は1,185校に調査を実施し、回収率は100%である）。

以下、本稿の目的に沿って、上記で取り上げた3つの既存統計にジェンダー統計視点を含めて分析する。

2. 本研究における高等教育へのアクセスを示す指標

高等教育へのアクセスを数値で示そうとするとき、一般的には進学率で示される。そこで障害者はどのようなルートから高等教育へアクセスしているのだろうか。これを示したものが図1である。すなわち、障害をもつ生徒は、①特別支援学校高等部を卒業後、高等教育へ進学するケース、②一般高等学校（全日制・通信制）を卒業後、高等教育へ進学するケース、③ここで紹介した①、②のどちらにも当てはまらないケース（例えば、専修学校を卒業し、高等教育へ進学するケース、高等学校を卒業できず大学卒業検定資格を得て進学するケース、社会人での大学入学資格を得て進学するケース等が考えられる）がある。特に③については近年、入試制度の多様化により年々増加傾向にあると考えられる。加えて、高等教育進学率を数値だけで把

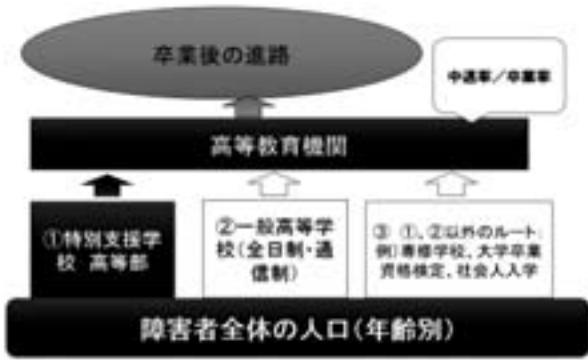


図1 本研究における高等教育への障害者のアクセス
筆者作成

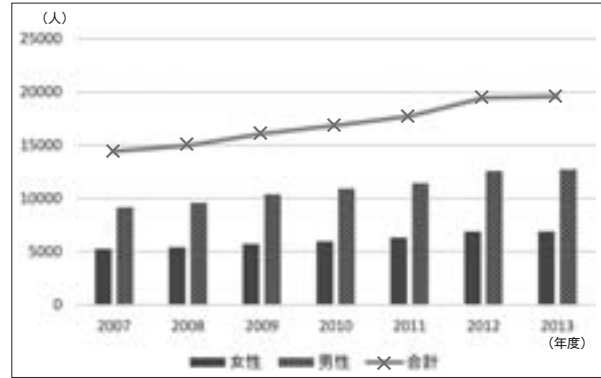


図2 特別支援学級高等部の卒業生数の推移
(出所) 文部科学省「学校基本調査」より筆者作成

握するのではなく、既に述べたように教育のジェンダー平等を達成させるためには多面的なアプローチが必要である。つまり、教育を受けた後の経済的自立の可能性(具体的には就職)など、結果としてのジェンダー平等の達成も含むことも考慮しなければならないだろう。これらを含めて図1で示したように卒業率、卒業後の進路等も含めて統計から実態把握を試みたい。

(1) 障害者全体の人口

はじめに、日本の障害者全体の人口を把握するために、2011年に行われた「生活のしづらさなどに関する調査」をみってみる。この調査は既述の通り、年齢階級別×男女別で障害者人口(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者数の総数(推定値))が把握できる。高等教育入学段階に該当する18~19歳人口に着目すると、女性は12,700人(女性割合:37.5%)、男性は21,200人(男性割合:62.5%)、総数で33,900人いることが確認できる。

(2) 障害者の高等教育進学率

次に、障害者の高等教育へのアクセス、すなわち高等教育進学率をみてみよう。そこで①特別支援学校高等部を卒業後、高等教育へ進学するケース、②一般高等学校(全日制・通信制)を卒業後、高等教育へ進学するケース、③ここで紹介した①、②のどちらにも当てはまらないケースの3つから数値を把握しようと試みたが、②、③のルートから高等教育へ進学している障害者がどれくらいいるのか、既存の統計では把握できない。これは政府統計だけでなく民間の調査にもない。したがって今回、取り上げるのは①のルートから進学したケースのみ、となる。

まず、特別支援学校高等部の卒業生数の推移を文部科学省が毎年発表している「学校基本調査」からみて

みる。図2の縦軸は人数、横軸は卒業年度を示したものである。なお2007年度以降に限定したのは、教育基本法の改正により特別支援学校制度が創設されたため、統計上の区分が異なっているためである。学校基本調査によると、2014年3月に特別支援学校を卒業した生徒数は19,576名(男:12,706名/女:6,870名)であり、男女の割合は女性が35.1%、男性が64.9%と男性の方が高い。これは先ほど紹介した障害者全体の人口と同程度の割合である。推移に着目すると、卒業生数は2007年度以降毎年増加傾向にあることがわかる。当初、少子化の影響に加えて、インクルーシブ教育の影響により特別支援学校の高等部に入学する生徒は減少しているだろうと筆者は考えていたが、実際は異なっていた。

学校基本調査では、特別支援学校の卒業生の進路も確認できる。男女別で障害者の高等教育進学率を2007年度以降のデータを学校基本調査から作成すると図3のようになる。一般高校からの卒業生の高等教育進学率は上昇傾向にあるが、特別支援学校高等部の卒業生の高等教育進学率は減少傾向にある。なお、男女差でみると進学率に関しては女子生徒のほうが高くなっていることもこの調査から明らかにされた。障害種別でみると、2013年度は聴覚障害者の高等教育進学率が40.2%と最も高かった。逆に最も低かったのは知的障害の0.42%であった。

進学率が減少している一方で就職率はどのような状況なのか。これも学校基本調査で確認できる(図4参照)。これをみると、進学率は下がっている一方で、就職率は上昇していることがわかる。男女差でみると、男子生徒のほうが就職率は高く、先ほど示した進学率とは逆のパターンになっている。就職率が上昇してい

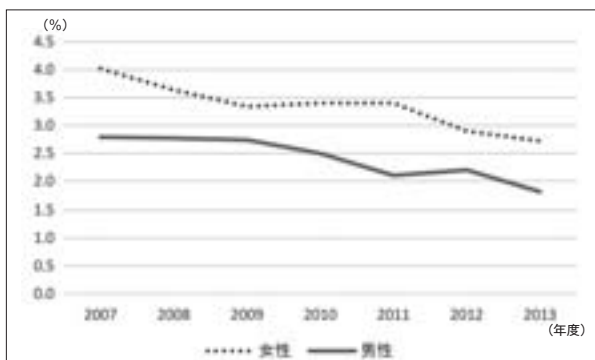


図3 障害者の高等教育進学率（特別支援学校高等部卒業生データ）

出所) 文部科学省「学校基本調査」より筆者作成

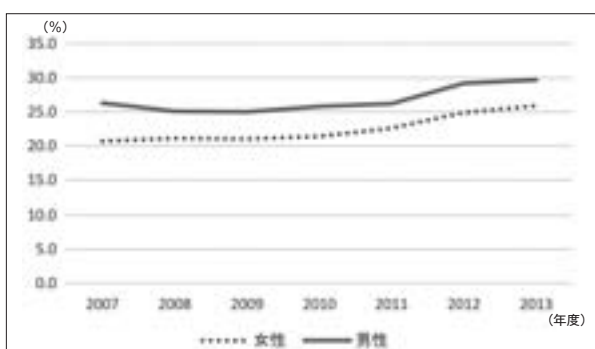


図4 障害者の就職率（特別支援学校高等部卒業生データ）

出所) 文部科学省「学校基本調査」より筆者作成

るのは、近年、国全体で就労支援に力を入れていることが背景にあると考えられる。これに関連して、進学した者、就職した者のどちらにも属さない者が毎年6割程度いることもこの調査から明らかにされている。調査からはこの6割がどのような進路を選択しているかの詳細は不明である。今後、この6割がどのような生活を送っているのか、その詳細を把握することも必要であろう。

(3) 高等教育機関に在籍する障害学生数

ところで現在、高等教育機関にはどの程度、障害をもつ学生が在籍するのだろうか。日本学生支援機構の調査結果をまとめると、障害学生数、全学生に対する障害学生在籍率は年々増加傾向にある（図5）。障害学生数の内訳をみると障害種別毎の集計結果は公表されており、身体障害以外の障害をもつ学生、すなわち「発達障害」、「病弱・虚弱」、「そのほか（精神障害等）」が急増している。しかし、日本学生支援機構のデータには、性別は調査票の段階から記入欄がない。そこで筆者は同機関にこの点について、直接電話で質問した。

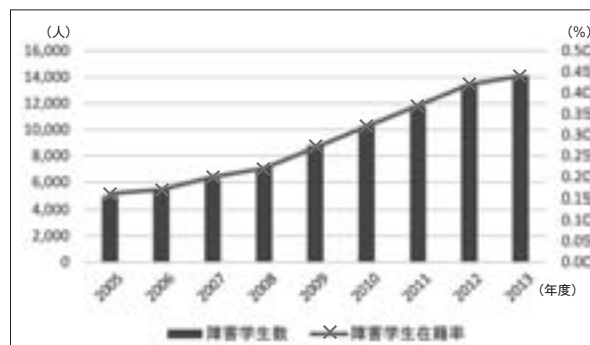


図5 日本の高等教育機関に在籍する障害学生及び障害学生在籍率

出所) 日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より筆者作成

問い合わせの結果、調査担当者から、「確かに男女別データはあったほうがよいと思います。しかし、調査回答者の負担を考慮して男女別の欄を設けることは結果的にしていません。」という回答を得ている（電話での質問は2015年8月1日に実施した）。加えて、障害学生の卒業率および中退率は民間の調査を含めて確認できない。今回、日本学生支援機構の調査結果から確認できたのは最高年次に在籍する障害学生数である。すなわち、障害学生の卒業生数・卒業率、退学者数、留年状況、就職率などはこちらの調査から把握できない状態である。とはいえ、障害者の進路状況をこの調査から概観することは可能である。

(4) 政府統計から明らかにされたこと

政府統計の分析をまとめると以下の三点が指摘できる。

第一に、障害者の高等教育へのアクセス、すなわち高等教育進学者数、進学率を数値で把握しようとしたが、統計情報からわかったのは、特別支援学校高等部に在籍する卒業生の進学率のみであった。つまり、一般高等学校、それ以外のルートから高等教育へ進学している障害者がどれくらいいるのか、既存の統計では確認できない。統計の空白部分を推測しようと、日本学生支援機構の調査を参考にしようと思ったが、学年別の在籍者数は明らかにされていない。少なくとも新入生の人数がわかれば統計自体は少なくとも推測は可能であると思われる。これと同様に、進学率だけでなく、日本の高等学校にどの程度の障害をもつ生徒がいるのかを統計で確認したかったが、既存の統計には普通学級に在籍する障害者の集計自体がない。したがって、障害者の高等教育へのアクセスについて、マクロ的な

進学動向を統計情報から把握することができない状況にある。統計情報からマクロ的な進学動向は確認できなかったが、この調査と関連して、東京財団が発行している『障害者の高等教育に関する提言—進学を選択できる社会に向けて—』によると、一般高校からの進学者を含めて高等教育機関に進学する障害者は年間1,500人から2,000人と推測される、とのことである。このことから、障害をもつ児童にとって高等教育への進学は困難な状況であることがうかがえる。

第二に、特別支援学校高等部から高等教育へ進学している生徒数は年々減少傾向にある。一方で就職率は年々上昇傾向にあることが統計から把握できた。さらに男女比でみると、進学率は毎年女子生徒の方が高くなっているのに対し、就職率は毎年男子生徒の方が高くなっている。就職率が高くなっているのは、国全体で就労支援に力を入れていることが背景要因として挙げられるが、全体で進学率が下降しているのは、なぜなのか。そして女子生徒の方が、進学率が高いのは、なぜなのか。筆者は、就職率が男子生徒のほうが高いのは、女子生徒より男子生徒のほうが経済的な自立を求められること（あるいは本人が求めることもあるかもしれない）が背景にあると考えるが、進学率の男女比については、現時点では解釈が難しいと考える。ただし、進学率が下降傾向にあるのは、①現場で大学進学を前提としない進路指導が行われていることが考えられる②全般的に大学へ通学するための経済力が低下していることが推測される。というも米国の文献で、障害者の場合、一般の学生とは異なり、家庭の経済的な事情を大学に通いながらアルバイトをすることで解消することは難しいと指摘されているからである（吉田2014）。他にも理由はいくつか考えられるが、これらの背景要因や理由をより明確にするためにも、既存の統計で一般高等学校に通学する障害者の進学率を把握できるように統計整備を進めることが求められる。そして、これらの問いにアプローチした調査研究が研究者側にも求められる。

第三に、日本学生支援機構の調査結果からは性別が不明であった。一方で障害種別による調査結果は公表されていた。このことから障害者の場合、性別よりも障害種別の方が重要視される現実が統計にも現われていることが明らかにされた。さらに言えば、現在の統計では、年齢、性別、障害種別、障害の程度等の区分とのクロス集計が不十分な点が指摘できる。これは障

害者の政府・行政統計全般において指摘できる⁵。

V. 障害者ジェンダー統計の充実に向けて

以上のことから、統計の空白部分があったことは確かだが、障害者の高等教育へのアクセスについて現時点では多くのバリアがあることが考えられる。今後、ジェンダー平等を視野に入れた大学のユニバーサルデザイン化を実現するには多面的な働きかけが必要であると考えている。そのためには実態把握のために、統計に関しても単なる性別集計ではなく、ジェンダー問題、障害女性の複合差別の実態を反映した統計がのぞまれる。最後に、これらのことを踏まえた上で、今後求められる障害者ジェンダー統計を提案したい（表2を参照）。

以下に、統計改善の必要及び障害者ジェンダー統計データに関する新しい提案に焦点を絞って述べることにする。

第一に、この分野に限定して統計作成を試みる前提として以下の5つの枠組みから取り上げること考えた。すなわち「基本的事項」「教育機会（アクセス）」「教育を受ける過程」「教育を受けた結果」「その他（年金制度）」の5点である。この項目に関連した主な関連統計を調べたところ、政府統計（ここでは行政統計も含まれる）では、「生活のしづらさなどに関する調査」、「学校基本調査」、「労働力調査」、「賃金構造基本統計調査」、「年金制度基礎調査」「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」等の6つが該当した。

第二に、これらの政府統計・報告書の調査票、調査結果を概観すると、多くは調査票に性別の記入欄があるにも拘らず、集計結果には公表されていない、あるいは、調査対象者の男女比のみの公表にとどまっているケースがある。したがって、ジェンダー平等、不平等の現実を把握しようとしてもかなりの制限が生じる。このように得られる統計情報自体にバリアがあることは、国際的文書及び日本の男女共同参画基本計画で施策項目にあがっている女性障害者の複合的に困難におかれている状況等を把握することが困難であることにつながる。

第三に、表2にあげた全ての項目において、障害の種類別×程度別×年齢別×性別というようにクロス集計で実態把握できる統計表の作成をのぞみたい。これに関連して、地域別のデータも必要と思われる。とい

表2 障害者ジェンダー統計の充実に向けて一提案

	項目事項	主な関係統計の有無と統計名	性別区分の有無	改善方向
基本的事項	(i) 障害の種類別 (ii) 障害の程度 (例：障害者手帳の取得の有無と等級) (iii) 年齢	(i)、(ii)、(iii) ともに「生活のしづらさなどに関する調査」	調査票：有 調査結果：有	調査票には性別区分があるが、集計結果において、性別区分が示された統計は、第10表の「療育手帳所持者数、年齢階級・性・障害等級別」のみであり、この他には性別クロス集計がない。⇒クロス集計を作成。
育教育機会へのアクセス(障害者の高等教育)	(i) 高等学校に在籍する障害者の人数	(i) 文部科学省「学校基本調査」	調査票：有 調査結果：有	現時点では、特別支援学校高等部の人数しか把握できない。同調査で、一般高等学校に通う障害者の人数も把握できるようにしたい。
	(ii) 高等教育進学率(進学者数)	(ii) 文部科学省「学校基本調査」	調査票：有 調査結果：有	現時点では、特別支援学校高等部の進学率しか把握できない。同調査で、一般高等学校に通う障害者の進学率も把握できるようにしたい。加えて就職率、その他の進路状況の把握もできるようにしたい。
教育を受ける過程	(i) 留年者数 (ii) 退学者数(退学率)	(i)(ii) 日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」	調査票：無 調査結果：無	現時点では留年者数と退学者数は把握できないので、調査項目を新たに設ける。調査票(障害者雇用状況報告書)の段階から性別の欄を設ける。現調査では、障害の種類別も不問。⇒障害種別×性別のクロス集計表を作成。
	(iii) 専攻分野別の男女の割合	(iii) 日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」	調査票：無 調査結果：無	障害をもつ学生が何の専攻をしているかは調査からわかるが性別区分がないため男女の割合は不明である。⇒障害種別×性別のクロス集計表を作成。
教育を受けた結果	(i) 就職率 (ii) 進路状況がわかるデータ	(i)、(ii) 日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」	調査票：無 調査結果：無	現時点で就職者数、進路状況は把握できるが、性別区分がない。⇒障害種別×性別のクロス集計表を作成。
	(iv) 労働力率 (v) 男女の賃金比較が可能なデータ	(iv) 総務省「労働力調査」 (v) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	(iv)(v) ともに 調査票：有 調査結果：有	現時点では障害者の労働力率、男女の賃金比較が可能なデータがわかる政府統計はないが、左記の調査を参考に作成することが例として考えられる。
年その他(障害者)	(i) 障害年金受給の有無	厚生労働省「年金制度基礎調査」(表1-10)	調査票：有 調査結果：有	31分類された表群のうち9分類において、厚生年金・障害年金それぞれについて、男女各々のクロス集計を掲載。日常生活、就業、世帯状況、収入、年金階層等の相関関係を見ることが出来る。

うのは、高等教育進学率の地域格差が最近の課題にあって、ここでも提案したクロス集計は、新規の統計調査においても既存の政府統計のどちらにおいても必要である。

以上で述べてきたことは、障害をもつ女性に対する複合差別への認識と、それを解消するための適切な措置を統計に反映させることに対して必要なツールとな

る。女性障害者の複合差別を統計上で認識、把握し、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データを公表することによって、最終的には、ジェンダー問題のみならず、障害者問題全般の課題が可視化されることにもつながる。さらには障害と社会階層の視点に目を向けるきっかけにもなるだろう。

VI. 最後に—今後の課題

最後に、本稿の締めくくりとして、今回の研究で残された課題を三点示しておきたい。

第一に、今回は日本の政府統計分析のみ取り上げたが、この分野において、どのような統計が必要なのかを国際的なデータを収集・把握しながら検討・分析する必要がある。とりわけ、統計整備が進んでいる豪州、英国、そして障害者の高等教育が世界で最も進んでいるといわれる米国の統計を収集し、国際比較が可能かどうかも含めて、今後さらに研究を進めていきたい。

第二に、本研究では研究のプロセスにおいて「障害」の定義について取り上げなかった。しかし今後は、障害の定義を整理するとともに、障害の医学モデルから社会モデルといった障害観の変化を統計に反映させるかどうかの検討が必要である。というのも、障害の定義は時代とともに変化し、また国や環境によっても異なる。その点を含めて第一の課題である国際比較が可能かどうかを詳細に検討する必要があるだろう。

第三に、教育のジェンダー平等を可能にするためのアプローチはどのような方法が有効であるか、本研究で具体的な方法を示しきれなかった点である。この点については、国連やUNESCO、NGOの取り組みから、最新の国際的動向に常に目を向けながら今後探していきたいと考えている。加えて、高等教育のジェンダー平等を考えたとき、就学前教育、初等教育、中等教育の積み重ねも考慮しなければならないだろう。そして、ジェンダーは学校だけでなく、家庭、地域、メディア等様々な分野に関わっている。幅広い範囲から、ジェンダー平等を働きかけるのは決して容易なことではないが、多面的なアプローチをなくしては解決には結びつかない。そのために、ジェンダー平等、不平等の尺度を示す統計データが不可欠である。今後も学会活動や研究活動を通じて、ジェンダー平等を可能にするためのジェンダー統計研究を進めていきたい。

なお、本研究は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金 若手研究（B））「米国における高等教育の障害者支援—社会モデルに基づく合理的配慮に着目して」（2014年度～2016年度、課題番号：26870466、研究代表者：吉田仁美）の一環として行われたものである。

引用文献・資料

- Hedman,B.,Perucci,F.and Sundström,P. 1996 *Engendering Statistics:A tool for change*, Statistics Sweden
- 菅野琴他編 2012 ジェンダーと国際教育開発—課題と挑戦 福村出版
- 伊藤智佳子 2004 女性障害者とジェンダー 一橋出版
- 伊藤陽一 1997 日本におけるジェンダー統計—現状、問題、克服の方向— 国立婦人教育会館紀要 1 pp.89-97
- 厚生労働省 2011 平成 23 年度生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）（URL：http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/sei-katsu_chousa.html 2015/8/22）
- 文部科学省 2014 平成 26 度学校基本調査報告書 日経印刷株式会社
- 日本学生支援機構 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（URL：http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html/2015/9/3）
- 日本統計協会 2011 世界の女性 2010—傾向と統計— 日本統計協会
- 信田理奈 2015 ジェンダー平等の国際的潮流～国際女性年（1975）以降の動きを通して～ 三恵社
- 佐藤節子他 2005 障害児・者とジェンダーに関する一研究 岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要 4, 201-214
- 瀬山紀子 2006 国連施策の中にもみる障害をもつ女性—不可視化されてきた対象からニードの主体へ— F-GENS ジャーナル 6, 63-69
- Stromquist, Nelly 1997 Increasing Girls' and Women's Participation in Basic Education, UNESCO. 結城貴子訳・解説 2015 教育におけるジェンダー平等（ユネスコ国際教育政策叢書7） 東信堂
- 東京財団政策研究 2012 障害者の高等教育に関する提言—進学を選択できる社会に向けて— 東京財団（URL：www.tkfd.or.jp/files/doc/2012-04.pdf/2015/9/3）
- UNESCO, 2003, *Education for All Global Monitoring Report 2003/4:Gender and Education for All the Leap to Equality*
- 吉田仁美 2013 障害者ジェンダー統計への注目 岩手県立大学社会福祉学部紀要 16 pp.43-50

吉田仁美 2014 ミス・コンテストにおける聴覚障害
女性 岩手県立大学社会福祉学部紀要 17
pp.51-58

結城貴子 2015 「解説」教育におけるジェンダー平
等（ユネスコ国際教育政策叢書7）x-xxvi, 東信
堂

注

1 国連の障害女性に関する取り組みについては、原
文のほか、以下の論文(信田(2015)、佐藤他(2005)、
瀬山(2006)、菅野他編(2012))を参照した。原

文は国際連合ウェブサイト参照。URL：
<http://www.un.org/>(2015/9/19)

2 文部科学省ウェブサイトを参照。URL：<http://www.mext.go.jp/unesco/004/003.htm> (2015/9/20)

3 原文は以下 URL からダウンロード可能。URL：
<http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/Worldswomen/WW2010pub.htm> (2015/9/21)

4 詳細は、以下 URL で確認できる。URL：<http://unstats.un.org/unsd/gender/worldswomen.html>

5 このことは吉田(2013)で既に指摘されている。